

令和3年度・令和4年度  
建設関連業務入札参加資格審査  
申請の手引き

〔令和3年1月〕

遠野市総務企画部管財担当

目次	
<b>I 資格審査の概要</b>	2
1 申請を受付する業種	2
2 申請要件	2
3 資格審査の方法	3
<b>II 申請の手続き</b>	3
1 申請手続きの流れ	3
2 提出方法及び受付期間	3
3 提出場所	4
4 提出書類及び提出部数	4
<b>III 申請書書類の記載方法と添付する書類</b>	5
1 建設関連業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）	5
2 登録希望業種等の届出書（様式第1-2号）	5
3 有資格者・技術者数届出書（様式第1-3号）	5
4 直前2年間の実績高（様式第2号）	6
5 営業に関する登録証明書等（写）	6
6 技術者経歴書（様式第3号）	6
7 申請業種に係る技術者業務経歴書（様式第4号）	7
8 申請業務に係る業務実績書（様式第5号）	7
9 県内営業所一覧表（様式第6号）	7
10 東北各県営業所一覧表（様式第7号）	8
11 県内技術者一覧表（様式第8号）	8
12 県内実務経験者数等一覧表（様式第9号）	9
13 登記簿謄本・身分証明書（写しでも可）	9
14 財務諸表（直近1年分）	9
15 納税証明書（写でも可）	9
16 使用印鑑届（様式第10号）	9
17 印鑑証明書（原本）	10
18 委任状（様式第11号）	10
19 ISO認証取得証明書（写）	10
20 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第12号）	10
<b>IV 名簿登録後の手続き等</b>	11
1 変更届の提出（様式第13号）	11
<b>V 市営建設工事の入札に参加される方へ</b>	12
別表1 納税証明書区分	13
別表2 有資格技術者一覧表	14
別紙1 「令和3年度及び令和4年度における遠野市建設関連業務入札参加資格申請書の提出期日等」における「営業所」の基準	19

## I 資格審査の概要

遠野市が発注する建設関連業務の入札に参加するためには、あらかじめ入札参加資格審査を申請し、建設関連業務入札参加資格者名簿に登録されることが必要です。

### 1 申請を受付する業種

No.	業種	業務
1	測量	地上測量 地図の調整 航空測量
2	建築関係建設コンサルタント	意匠 構造 暖冷房 衛生 電気 建築積算 機械設備積算 電気設備積算 調査一般
3	土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート 河川及び砂防 電力土木 道路 トンネル 施工計画、施工整備及び積算 建設機械 造園 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 都市計画及び地方計画 建設環境 電気・電子 交通量調査 電算関係 計算業務 資料等整理 施工管理 調査一般 市場調査
4	地質調査	地質調査
5	補償関係コンサルタント	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業・特殊補償 事業損失 補償関連 不動産鑑定

### 2 申請の資格について

#### (1) 業種に係る申請要件

##### ①測量

測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録

##### ②建築関係建設コンサルタント

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録

##### ③補償関係コンサルタントのうち不動産鑑定

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録

##### ④申請しようとする業務ごとに、別表2「有資格技術者一覧表」の右欄に掲げる資格等を有する技術者が令和3年1月31日現在において在籍し、かつ、当該業務に係る技術者が過去5年間に当該業務に係る実績を有していること。

なお、業務にあたり資格を不要とする建築関係建設コンサルタントの調査一般、土木関係建設コンサルタントの交通量調査、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般、市場調査の業務は、当該業務に係る実績を有しているものが在籍していること。

#### (2) 申請者に係る欠格要件（申請できない者）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する

者

- イ 令第 167 条の 4 第 2 項各号（令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定又は同項後段の規定に該当した後 2 年を経過していない者
- ウ 遠野市建設関連業務入札参加資格者要綱（平成 24 年遠野市告示第 171 号）（以下「要綱」という。）第 7 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定により建設関連業務入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）から抹消され、当該抹消の日から 2 年を経過していない者
- エ 市区町村及び都道府県が賦課徴収すべき税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- オ 遠野市暴力団排除条例（平成 24 年遠野市条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

### 3 資格審査の方法

遠野市では遠野市建設関連業務入札参加資格者要綱第 3 条の規定に基づき資格審査を行います。主に申請要件を満たしているか、必要申請書類について提出があるか確認を行います。

## II 申請の手続き

### 1 申請手続きの流れ

遠野市における建設関連業務入札参加資格審査に係る事務の流れは以下のとおりです。

- (1) 申請受付【令和 3 年 2 月 1 日（月）～令和 3 年 2 月 26 日（金）】

↓

- (2) 資格審査及び登録事項の確認【令和 3 年 3 月～6 月】

↓

- (3) 令和 3・4 年度建設関連業務入札参加資格者の認定について（通知）の送付【令和 3 年 6 月中旬】（※通知は市内に主たる事業所又は営業所を有する者に限ります。それ以外の地域の方々については、別に連絡のない限り、要件を満たす場合は登録されることになります。）

↓

- (4) 令和 3・4 年度建設関連業務入札参加資格者名簿に登録【令和 3 年 7 月 1 日】  
有効期間は令和 3 年 7 月 1 日から 2 年間（令和 5 年 6 月 30 日まで）です。

### 2 提出方法及び受付期間

遠野市の建設関連業務入札参加資格者名簿への登録を希望される方は、次の期間内に 3 の提出場所に直接持参又は郵送等により申請書を提出すること。

令和 3 年 2 月 1 日（月）から令和 3 年 2 月 26 日（金）までとする。（ただし、持参の場合は土日祝日を除く。郵送等による申請書提出の場合は令和 3 年 2 月 26 日消印有効とする。）  
持参による提出の受付時間については、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午

から午後 1 時までの間は除く。

### 3 提出場所

〒028-0592 岩手県遠野市中央通り 9 番 1 号

遠野市役所とびあ庁舎総務企画部管財担当

TEL 0198-62-2111 (代) 内線 242・243 FAX 0198-62-2148

### 4 提出書類及び提出部数

提出書類は A4 版とし、次に掲げる順にファイル綴じを行い、表紙及び背表紙に会社名等を記入すること。

(提出書類)

No.	提出書類	○：必須 △：該当者	備考
1	建設関連業務入札参加資格審査申請書 (様式第 1 号)	○	
2	登録希望業種等の届出書 (様式第 1-2 号)	○	
3	有資格者・技術者数届出書 (様式第 1-3 号)	○	
4	直前 2 年間の実績高 (様式第 2 号)	○	
5	営業に関する登録証明書等 (写)	○	
6	技術者経歴書 (様式第 3 号)	○	
7	申請業務に係る技術者業務経歴書 (様式第 4 号)	○	
8	申請業務に係る業務実績書 (様式第 5 号)	○	
9	県内営業所一覧表 (様式第 6 号)	△	県内申請者のみ提出
10	東北各県営業所一覧表 (様式第 7 号)	△	県外申請者のみ提出
11	県内技術者一覧表 (様式第 8 号) ※その 1~3	△	県内申請者のみ提出
12	県内実務経験者数等一覧表 (様式第 9 号)	△	県内に営業所等を有する申請者のみ提出
13	登記簿謄本・身分証明書 (写しでも可)	○	
14	財務諸表 (直近 1 年分)	○	
15	納税証明書 (写でも可)	○	
16	使用印鑑届 (様式第 10 号)	○	
17	印鑑証明書 (原本)	○	
18	委任状 (様式第 11 号)	△	
19	ISO 認証取得証明書 (写)	△	認証取得している場合
20	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書 (様式第 12 号)	○	

(提出部数) 1 部

### Ⅲ 申請書類の記載方法と添付する書類

#### 【申請関係書類の作成及び記入上の注意事項】

- ・提出書類に虚偽の内容を記入し、又は重要な事実を記入しなかった場合は、資格審査を受けられないことがあります。
- ・記入にあたっては、各様式に定めがあるものを除き、申請書を提出する日の状況で記入すること。
- ・各様式への記入にあたり、必要に応じて欄等を追加するなど、適宜加工して作成すること。
- ・以下、各様式の主な記入方法、注意点について確認の上作成すること。
- ・申請書類各様式については、遠野市の様式で作成のうえ、提出すること。なお、各様式については、カラーで表示されていますが、申請時はカラー印刷の必要はありません。

#### 1 建設関連業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）

##### 【対象者】全申請者

- ①申請者の名称等を記入すること。「電話番号」、「FAX番号」欄は市外局番及び市内局番及び番号は「-（ハイフン）」で区切ること。
- ②受任者の欄については、申請期間中に入札、見積、契約行為等の権限を委任する場合は、委任者の名称等を記入すること。
- ③連絡先は、記載事項に関する確認が必要な場合の連絡先になりますので、担当者の連絡先等を記入してください。
- ④経営状況（主な注意事項）は、申請者の経営状況等を記入してください。
  - ・ 自己資本比率 = (自己資本 ÷ 総資産) × 100
  - ・ 経営比率 (流動比率) = (流動資産 ÷ 流動負債) × 100
  - ・ 負債比率 = (負債 (他人資本) ÷ 自己資本) × 100
- ⑤登録を受けている事業
  - ・登録番号、登録年月日を記入してください。ただし、入札参加資格申請において登録を希望しないものについては記入する必要がありません。

#### 2 登録希望業種等の届出書（様式第1-2号）

##### 【対象者】全申請者

- ①希望する業種に○を記入し、実績高を記入してください。「直前2年の実績高（様式第2号）」の金額を記入してください。なお、実績がない場合は「0」を記入してください。
- ②申請業務内容については、希望する業務内容に○を記入してください。

#### 3 有資格者・技術者数届出書（様式第1-3号）

##### 【対象者】全申請者

※建設関連業務に専ら従事する常勤の役員及び職員について、資格ごとに当該資格を有する延べ人数を記入すること。

- ①「全技術士数（実人数）」欄には、技術士資格を有する職員の実人数を記入すること。
- ②技術士の総合技術管理部門の資格を有する職員については、その選択科目と同一の技術部門・選択科目の技術士とみなして記入すること。
- ③技術士及び RCCM 資格と同一部門の資格を有する職員については、技術士資格にのみ 1 人として記入すること。
- ④等級別の資格（士・士補、1 級・2 級等）については、有している上位の等級にのみ 1 人として記入すること。
- ⑤上記①から④までにより記入したうえで、部門別の資格（技術士、RCCM 等）を複数有する職員については、有している全ての部門に 1 人として記入すること。
- ⑥補償業務管理士については、部門ごとの延人数を記入すること。
- ⑦別表 2 「有資格技術者一覧表」備考 4 の表左側に掲げる資格を有する職員については、それぞれ同表右欄の資格を有するものとして記入すること。

#### 4 直前 2 年間の実績高（様式第 2 号）

【対象者】全申請者

- ①様式第 1-2 号の希望する業種及び実績高に対応するように作成すること。
- ②「その他」欄には、決算に基づく実績高に測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント以外ものがある場合に、その実績高を記入すること。
- ③申請書提出時点において決算金額が確定していない場合は、「前々年の事業年度」を「前々年の事業年度」に、「前年の事業年度」を「前々年の事業年度」にそれぞれ読み替えて記入すること。
- ④「合計」欄には、表中の業種区分ごとの年間平均実績高の計を記入してください。

#### 5 営業に関する登録証明書等（写）

【対象者】全申請者

- ①建設関連業務入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）の「登録を受けている事業」欄に記入した営業に関する登録の証明書で、申請日前 3 箇月以内に発行されたものの写しを提出してください。
- ②建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程により登録を受けている方は、登録通知の写しで差し支えありません。

#### 6 技術者経歴書（様式第 3 号）

【対象者】該当する申請者

- ①建設関連業務に専ら従事する常勤の役員及び職員のうち、全ての技術職員について記入すること。
- ②様式第 1-2 号において、申請業務として申請する業務ごとに作成してください。また、「氏名」の欄の委細については、本店及び営業所ごとにまとめて記入し、氏名の直前に、括弧書

で本店又は営業所名を記入すること。

- ③「学校の種類」欄には、大学、高等専門学校等の名称を記入すること。
- ④「法令による免許等」欄には、業務に関し法律等による免許等を受けた資格を記入してください。また、部門別の資格（技術士等）を保有している場合には、その部門名まで記入してください。
- ⑤次の業務については、様式第3号の作成は不要です。  
建築関係建設コンサルタント：調査一般  
土木関係建設コンサルタント：交通量調査、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般及び市場調査

## 7 申請業務に係る技術者業務経歴書（様式第4号）

【対象者】該当する申請者

- ①様式第1-2号において、申請する業務につき、技術者1名について作成すること。（申請する業務に係る技術者が複数名ある場合においても、1名について作成すること。）
- ②次の業務については、様式第4号の作成は不要です。  
建築関係建設コンサルタント：調査一般  
土木関係建設コンサルタント：交通量調査、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般及び市場調査
- ③「申請業務名」欄は、業務ごとの技術者の氏名を記入すること。
- ④「申請業務に係る保有資格等名」欄は、「技術者氏名」欄に記入した技術者が有する資格のうち、別表2「有資格技術者一覧表」において、申請業務の右欄に掲げる資格等名を記入すること。
- ⑤「従事業務名」、「従事期間」欄は、「技術者氏名」欄に記入した技術者が、申請業務について、過去5年間に従事した業務経歴を記入すること。
- ⑥申請する業務ごとに作成すること。（業種ごとではありません。）

## 8 申請業務に係る業務実績書（様式第5号）

【対象者】全申請者

- ①様式第1-2号において、申請した業務ごとに作成すること。
- ②業務実績は、過去5年間に発注者から直接した業務のうち主な完成業務を記入すること。
- ③「受注代金の額」の欄は、消費税込の額を記入すること。
- ④次の業務については、様式第5号の作成は不要です。  
建築関係建設コンサルタント：調査一般  
土木関係建設コンサルタント：交通量調査、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般及び市場調査
- ⑤申請する業務ごとに作成すること。（業種ごとではありません。）



## 9 県内営業所一覧表（様式第6号）

【対象者】岩手県内に、技術者が1名以上常駐し、別紙1の基準を満たす営業所（本店を除く。）を有する者。

- ①「常駐技術者氏名」欄には、記入した営業所に常駐する技術者1名の氏名を記入してください。
- ②「技術者数」欄には、上記①で記入した技術者を含む常駐技術者の人数を記入してください。

## 10 東北各県営業所一覧表（様式第7号）

【対象者】岩手県以外に本店を有する方で、岩手県を除く東北各県に、技術者が1名以上常駐し、別紙1の基準を満たす営業所を有する者。

- ①岩手県内に本店を有する方は、提出は不要です。
- ②「常駐技術者氏名」欄には、記入した営業所に常駐する技術者1名の氏名を記入してください。
- ③「技術者数」欄には、上記①で記入した技術者を含む常駐技術者の人数を記入してください。

## 11 県内技術者一覧表（様式第8号）

【対象者】岩手県内に、技術者が1名以上常駐し、別紙1の基準を満たす営業所（本店を除く。）を有する者。

- ①岩手県外に本店を有する方で、岩手県内に営業所を有しない方は、作成は不要です。
- ②「技術者経歴書（様式第3号）」に記入した職員のうち、岩手県内の本店及び営業所に勤務している職員について、記入すること。
- ③各職員について、該当する資格欄に○印を記入すること。
- ④技術士の総合技術管理部門の資格を有する職員については、その選択科目と同一の技術部門・選択科目の技術士とみなして記入すること。
- ⑤技術士及び RCCM 資格の同一部門の資格を有する職員については、技術士資格のみに○印を記入すること。
- ⑥等級別の資格（士・士補、1級・2級等）については、有している上位の等級にのみ○印を記入すること。
- ⑦上記④から⑥までにより記入したうえで、部門別の資格（技術士、RCCM 等）を複数有する職員については、有している全ての部門に○印を記入すること。
- ⑧別表2「有資格技術者一覧表」備考4の表の左欄に掲げる資格を有する職員については、それぞれ同表右欄の資格を有するものとして記入すること。
- ⑨土木関係建設コンサルタントにおける大学・高等専門学校を卒業後当該業務20年以上の職員及び高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の職員については、次により記入すること。
  - ・1人の技術者につき、1つの業務に限り記入できること。
  - ・技術士及び RCCM の資格保有者について、保有資格に係る業務以外の1つの業務について記入できること。

- ⑩技術者の記入が複数枚にわたる場合は、貢ごとに小計を記入し、最後の頁に合計を記入すること。
- ⑪岩手県外に営業所を有しない方については、様式第1-3号に記入した技術者数と本様式の技術者数を一致させること。

#### 12 県内実務経験者数等一覧表（様式第9号）

【対象者】岩手県内に、技術者が1名以上常駐し、別紙1の基準を満たす営業所（本店を除く。）を有する者。

- ①岩手県外に本店を有する方で、岩手県内に営業所を有しない方は、提出不要です。
- ②各欄には、「県内技術者一覧表（様式第8号）」に記入した実務経験者及び補償業務管理士の合計を記入してください。なお、本様式の記入対象職員がいない場合には、作成は不要です。

#### 13 登記簿謄本・身分証明書（写しでも可）

【対象者】全申請者

- ①申請者が法人の場合は、登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写しを添付すること。
- ②申請者が個人の場合は、身分証明書の写しを添付すること。

#### 14 財務諸表（直近1年分）

【対象者】全申請者

- ①直前1事業年度分の財務諸表を提出すること。決算報告書でも可とする。

#### 15 納税証明書（写でも可）

【対象者】全申請者

- ①別表1の納税証明書区分のとおり市区町村、都道府県、国が発行する納税証明書（全税目に関する納税証明）を提出すること。
- ②支店等に委任する場合は、委任先の所在地の市区町村、都道府県が発行する納税証明書（全税目）も提出すること。
- （例：本社東京都、委任先支店が盛岡市の場合）区、都、国、盛岡市、岩手県の納税証明書。
- ③消費税及び地方消費税を除く納税証明書は、資格審査を受けようとする日の属する年度に係る税のものとし、申請書を提出しようとする日以前の3箇月以内に発行されたものに限る。
- ④課されていない税については、納税証明書の提出を要しない。
- ⑤全税目とは、市区町村、都道府県が賦課徴収すべき税目のうち、申請者が課されている税目のことをさします。
- ⑥岩手県以外の納税証明書及び遠野市以外の市区町村の発行する納税証明書の様式については、納税すべき税について、未納の額がない旨が記載されている納税証明書であれば可とする。

## 16 使用印鑑届 (様式第 10 号)

【対象者】全申請者

- ①遠野市との契約に係る行為（入札、見積り、契約締結、代金の請求及び受領）に関して、使用する印鑑について、提出してください。なお、印影が鮮明でないものは不備書類として再度の提出を求めることがあります。

## 17 印鑑証明書 (原本)

【対象者】全申請者

- ①申請者の印鑑証明書（原本）を提出すること。写しは不可とする。

## 18 委任状 (様式第 11 号)

【対象者】該当する申請者

- ①建設関連業務入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）において、委任するとして申請した場合は、委任状の提出すること。

## 19 ISO 認証取得証明書 (写)

【対象者】該当する申請者

- ①令和 3 年 1 月 31 日において、ISO9000 シリーズ又は ISO14001 の認証取得を受けている場合には、登録証などの写しを提出すること。外国の審査登録機関が発行した証明書の写しを提出する場合は、その日本語訳も併せて添付すること。

## 20 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書 (様式第 12 号)

【対象者】全申請者

- ①遠野市暴力団排除条例に基づき、市営建設工事の発注、物品の購入その他市の事務により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、様式第 12 号の別紙参照の記載事項を読み了解した上で、誓約書を提出すること。

## IV 名簿登載後の手続き等

### 1 変更届の提出（様式第 13 号）

申請書を提出した後、名簿有効期間中に、その内容に変更が生じた場合には、速やかに、「建設関連業務入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第 13 号）」を提出すること。

#### ① 提出場所

〒028-0592 岩手県遠野市中央通り 9 番 1 号

遠野市役所とびあ庁舎総務企画部管財担当

TEL 0198-62-2111（代）内線 242・243 FAX 0198-62-2148

#### ② 提出書類

変更事項	変更届に添付する書類
営業所の名称、所在地、電話番号、FAX 番号に変更が生じたとき	○履歴事項全部証明書（写し可） ※ただし、履歴事項全部証明書は、商号又は名称、代表者の変更など登記の変更を必要とする場合のみ添付すること。 ○年間委任状 ※委任状記載事項の変更がある場合に、必要に応じて提出すること。
商号又は名称に変更が生じたとき	
代表者を変更したとき	
東北各県のいずれかに営業所（建設関連業務に従事する技術者が 1 名以上常駐し、別に定める基準（別紙 1）を満たすものに限る。）を新設したとき。	①つぎのいずれかの書類 ○履歴事項全部証明書（写し可） ○事業開始等申告書の写し ○営業所の存在が確認できる公的機関が発行した書類 ②県内営業所一覧表（様式第 6 号）又は東北各県営業所一覧表（様式第 7 号）
東北各県のいずれかの営業所（建設関連業務に従事する技術者が 1 名以上常駐し、別に定める基準（別紙 1）を満たすものに限る。）を廃止したとき。	
廃業したとき。	

### 2 中間年受付における納税証明書の提出

建設関連業務入札参加資格者名簿に登録された後、中間年受付（令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日）において、申請時に提出した納税証明区分に応じて、令和 4 年 1 月 31 日時点において最新の納税証明書を提出すること。

滞納がある者又は納税証明書の提出がない者は、納付を確認できるまで入札参加を制限する場合があります。

## V 建設関連業務の入札に参加される方へ

「遠野市ホームページ」に、入札、契約に係る関係例規、様式、入札心得書等を掲載しておりますので、必ずご確認ください。

別表 1

## 納税証明書区分

区分	遠野市内に営業所を有する者（市内業者）	岩手県内に営業所を有する者（県内業者）	岩手県内に営業所を有しない者（県外業者）
提出書類	1 遠野市が発行する納税証明書（様式第 59 号の 2）	1 市町村が発行する納税証明書	1 市区町村が発行する納税証明書
	2 広域振興局税務部等が発行する納税証明書（様式第 111 号イ）	2 広域振興局税務部等が発行する納税証明書（様式第 111 号イ）	2 都道府県が発行する納税証明書
	3 税務署が発行する納税証明書 (1) 法人の場合 納税証明書（その 3 の 3） (2) 個人の場合 納税証明書（その 3 の 2）	3 税務署が発行する納税証明書 (1) 法人の場合 納税証明書（その 3 の 3） (2) 個人の場合 納税証明書（その 3 の 2）	3 税務署が発行する納税証明書 (1) 法人の場合 納税証明書（その 3 の 3） (2) 個人の場合 納税証明書（その 3 の 2）
証明を要する納税時期等	<p>1 納税証明書区分のとおり市区町村、都道府県、国が発行する納税証明書（全税目に関する納税証明）を提出すること。</p> <p>2 支店等に委任する場合は、委任先の所在地の市区町村、都道府県が発行する納税証明書（全税目）も提出すること。</p> <p>3 消費税及び地方消費税を除く納税証明書は、資格審査を受けようとする日の属する年度に係る税のものとし、申請書を提出しようとする日以前の 3 箇月以内に発行されたものに限る。</p> <p>4 課されていない税については、納税証明書の提出を要しない。</p> <p>5 全税目とは、市区町村、都道府県が賦課徴収すべき税目のうち、申請者が課されている税目のことをさします。</p> <p>6 岩手県以外の納税証明書及び遠野市以外の市区町村の発行する納税証明書の様式については、納税すべき税について、<b>未納の額がない旨</b>が記載されている納税証明書であれば可とする。</p>		

別表 2

## 有資格技術者一覧表

業務		資格等名称
測 量	地上測量	測量士
	地図の調整	測量士
	航空測量	測量士
建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト	意匠	1級建築士、2級建築士、インテリアコーディネーター又はインテリアプランナーのいずれか
	構造	1級建築士、2級建築士、又はJSCA建築構造士のいずれか
	暖冷房	技術士・衛生工学部門(空気調和)、技術士・総合技術監理部門(衛生工学-空気調和)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	衛生	技術士・衛生工学部門(建築環境)、技術士・総合技術監理部門(衛生工学-建築環境)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	電気	技術士・電気電子部門(電気設備)、技術士・総合技術監理部門(電気電子-電気設備)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第1種、第2種又は第3種)、電気工事士(第1種又は第2種)又は電気工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	建築積算	1級建築士、2級建築士又は建築積算士のいずれか
	機械設備積算	技術士・機械部門(加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、技術士・総合技術監理部門(機械-加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	電気設備積算	技術士・電気電子部門(電気設備)、技術士・総合技術監理部門(電気電子-電気設備)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第1種、第2種又は第3種)、電気工事士(第1種又は第2種)又は電気工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか

土木 関係 建設 コン サル タ ント	土質及び基礎	技術士・建設部門(土質及び基礎)、技術士・総合技術監理部門(建設－土質及び基礎)、RCCM(土質及び基礎)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	鋼構造物及びコンクリート	技術士・建設部門(鋼構造及びコンクリート)、技術士・総合技術監理部門(建設－鋼構造及びコンクリート)、RCCM(鋼構造及びコンクリート)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	河川及び砂防	技術士・建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)、技術士・総合技術監理部門(建設－河川、砂防及び海岸・海洋)、RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	電力土木	技術士・建設部門(電力土木)、技術士・総合技術監理部門(建設－電力土木)、RCCM(電力土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	道路	技術士・建設部門(道路)、技術士・総合技術監理部門(建設－道路)、RCCM(道路)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	トンネル	技術士・建設部門(トンネル)、技術士・総合技術監理部門(建設－トンネル)、RCCM(トンネル)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	施工計画、施工設備及び積算	技術士・建設部門(施工計画、施工設備及び積算)、技術士・総合技術監理部門(建設－施工計画、施工設備及び積算)、RCCM(施工計画、施工設備及び積算)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	建設機械	技術士・機械部門(交通・物流機械及び建設機械)、技術士・機械部門(加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、技術士・総合技術監理部門(機械－交通・物流機械及び建設機械)、技術士・総合技術監理部門(機械－加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、RCCM(機械)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
造園	技術士・建設部門(都市及び地方計画)、技術士・総合技術監理部門(建設－都市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地域計画又は造園)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専	



土木関係建設コンサルタント		修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は1級造園施工管理技士のいずれか
	上水道及び工業用水道	技術士・上下水道部門(上水道及び工業用水道)、技術士・総合技術監理部門(上下水道－上水道及び工業用水道)、RCCM(上水道及び工業用水道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	下水道	技術士・上下水道部門(下水道)、技術士・総合技術監理部門(上下水道－下水道)、RCCM(下水道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	農業土木	技術士・農業部門(農業土木)、技術士・総合技術監理部門(農業－農業土木)、RCCM(農業土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士のいずれか
	森林土木	技術士・森林部門(森林土木)、技術士・総合技術監理部門(森林－森林土木)、RCCM(森林土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は林業技士(森林土木部門)のいずれか
	都市計画及び地方計画	技術士・建設部門(都市及び地方計画)、技術士・総合技術監理部門(建設－都市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地方計画)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	建設環境	技術士・建設部門(建設環境)、技術士・衛生工学部門、技術士・環境部門、技術士・総合技術監理部門(建設－建設環境)、技術士・総合技術管理部門(衛生工学部門の選択科目)、技術士・総合技術管理部門(環境部門の選択科目)、RCCM(建設環境)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	電気・電子	技術士・電気電子部門、技術士・総合技術監理部門(電気電子の選択科目)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
地質調査	地質調査	技術士・建設部門(土質及び基礎)、技術士・応用理学部門(地質)、技術士・総合技術監理部門(建設－土質及び基礎)、技術士・総合技術監理部門(応用理学－地質)、RCCM(土質及び基礎)、RCCM(地質)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は地質調査技士のいずれか
補	土地調査	補償業務管理士(土地調査)、測量士、土地改良補償業務管理者又は当該

償 関 係 コ ン サ ル タ ン ト		部門補償業務業務経験 7 年以上の者のいずれか
	土地評価	補償業務管理士（土地評価）、不動産鑑定士又は当該部門補償業務業務経験 7 年以上の者のいずれか
	物件	補償業務管理士（物件）又は当該部門補償業務業務経験 7 年以上の者のいずれか
	機械工作物	補償業務管理士（機械工作物）又は当該部門補償業務業務経験 7 年以上の者のいずれか
	営業・特殊補償	補償業務管理士（営業補償・特殊補償）又は当該部門補償業務業務経験 7 年以上の者のいずれか
	事業損失	補償業務管理士（事業損失）又は当該部門補償業務業務経験 7 年以上の者のいずれか
	補償関連	補償業務管理士（補償関連）又は当該部門補償業務業務経験 7 年以上の者のいずれか
	不動産鑑定	不動産鑑定士

(備考)

- 1 技術士の括弧内は、二次試験における選択科目です。
- 2 R C C M及び補償業務管理士の括弧内は、部門です。
- 3 土木関係建設コンサルタントにおける大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者及び高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25 年以上の者（実務経験者）については、次により申告できます。
  - (1) 1人の技術者につき、1つの業務に限り申告することができます。
  - (2) 技術士及びR C C Mの資格保有者については、保有資格に係る業務以外の一つの業務について申告することができます。
  - (3) 実務経験の期間は当該業務に限る従事期間となりますので、申請においてはご注意ください。入札における事後審査において、内容については確認させていただきます。
- 4 次の表の左欄に掲げる資格を有する者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を有するものとみなします。

技術士・機械部門（流体機械）	技術士・機械部門（流体工学）
技術士・機械部門（建設、鉱山、荷役及び運搬機械）	技術士・機械部門（交通・物流機械及び建設機械）
技術士・機械部門（機械設備）	技術士・機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）
技術士・電気・電子部門	技術士・電気電子部門
技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸）	技術士・建設部門（河川及び砂防）
技術士・水道部門	技術士・上下水道部門
技術士・衛生工学部門（廃棄物処理）	技術士・衛生工学部門（廃棄物管理）
技術士・衛生工学部門（廃棄物管理計画）	技術士・衛生工学部門（廃棄物管理）
技術士・衛生工学部門（空気調和施設）	技術士・衛生工学部門（空気調和）

技術士・衛生工学部門（建築環境施設）	技術士・衛生工学部門（建築環境）
技術士・林業部門（森林土木）	技術士・森林部門（森林土木）
RCCM（河川、砂防及び海岸）	RCCM（河川及び砂防）
RCCM（建設機械）	RCCM（機械）
RCCM（電気・電子）	RCCM（電気電子）

## 別紙 1

「令和 3 年度及び令和 4 年度における遠野市建設関連業務入札参加資格審査申請書の提出期日等」における「営業所」の基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、「令和 3 年度及び令和 4 年度における遠野市建設関連業務入札参加資格審査申請書の提出期日等」第 2 の (9)、(10) 及び別表 1 に規定する営業所について、入札参加及び入札における公平性・公正性を確保するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設関連業務 遠野市建設関連業務入札参加資格者要綱（平成 24 年遠野市告示第 171 号。以下「要綱」という。）第 2 条に規定する建設関連業務をいう。
- (2) 資格審査 要綱第 3 条第 1 項に規定する資格審査をいう。
- (3) 申請書 要綱第 4 条第 1 項に規定する申請書をいう。
- (4) 名簿 要綱第 4 条第 3 項第 1 号に規定する名簿をいう。
- (5) 資格者 要綱第 5 条第 1 項に規定する資格者をいう。

(営業所の要件)

第 3 条 資格者から資格審査のために提出された申請書に記載の営業所とは、つぎに掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 営業所には、名簿に記載された技術者が 1 人以上配置されていて、常駐していること。
  - (2) 営業所の建物外部又は入り口ドア等に商号を表す看板等を表示し、独立した形態を整えていること。
  - (3) 営業所の事務を遂行するために必要な事務用品等が備わっていること。
  - (4) 営業所に対して、常時連絡が取れる体制になっていること。
- 2 前第 3 号に規定する必要な事務用品が備わっていることとは、机、椅子、電話等の事務用品及び電気等の設備が備わっており、その設備も含め、常時営業所として利用していることが明確であること。
- 3 技術者が不在の状態が頻繁である場合は、要件に該当しないものとみなす。
- 4 他の資格者と同居的な間仕切りだけの形態は、要件に該当しないものとみなす。
- 5 営業所と住宅を併用している場合は、営業所の形態の実態を調査の上、総合的に判断する。

(営業所の立ち入り調査)

第 4 条 市は名簿に記載された営業所について、特に必要があると認められる時は立ち入り調査を実施することができる。この時、資格者は、特別の理由がない限り調査に協力しなければならない。

(改善指導)

第 5 条 前条の立ち入り調査の結果、営業所としての要件に疑義が生じた場合は、市は資格者

に対し、必要な改善を求めるとともに、期間を定めて報告を求め、再度確認のための調査を行う。

2 市は、特別の理由なく調査を拒否した場合又は営業所の定義を満たさないと判断した場合には、名簿に係る営業所の記載を取り消すことができる。

#### 附則

この取扱い基準は、令和3・4年度建設関連業務入札参加資格審査から適用する。